

津山圏域工業会会則

(目的)

第1条 本会は、会員間の相互理解と交流を密にし、創造的活動を図りながら、津山地域工業の振興と発展を促し、もってその地域経済の活性化と地位向上を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、津山圏域工業会と称する。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- 1) 正会員
津山圏域及び周辺地域内で製造業を営み、本会の目的に賛同する企業及び組合
- 2) 賛助会員
津山地域内工業を指導、育成及び支援し、本会の目的に賛同する機関等

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 工業振興対策に関する関係機関との連絡調整及び要望に関する事項
- 2) 工業技術、商品開発能力の向上に関する事項
- 3) 労務改善、雇用対策、人材育成に関する事項
- 4) 地域活動への協力に関する事項
- 5) 情報の収集、提供に関する事項
- 6) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
幹 事	若干名
監 査	2 名

(役員を選任)

第6条 役員は総会において選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の任務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこの任務を代行する。
 - 3 幹事は本会の業務一般を所掌する。
 - 4 監査は本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の業務について会長の諮問に応え、総会に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は役員に準ずる。

(総会)

第10条 総会は定期総会、臨時総会の二種とする。

- 2 定期総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。
 - 1) 会長が必要と認めたとき。
 - 2) 会員の5分の1以上から要請があったとき。

(総会の議決事項)

第11条 次の事項は総会においてこれを付議する。

- 1) 会則の改正
- 2) 事業計画及び報告、並びに予算及び決算
- 3) 役員の選任
- 4) その他、本会の方針事項

(総会の議事)

第12条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で行い、賛否同数のときは議長が決する。

2 総会の議長は会長があたる。

(役員会)

第13条 本会に役員会を置く。

2 役員会は会長が必要と認めたとき開催する。

3 役員会の議長は会長があたる。

(役員会の議決事項)

第14条 次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- 1) 規定などの制定及び改正
- 2) 総会に提案すべき事項
- 3) 会員の入退会に関する事項
- 4) 業務の執行に必要な事項

(専門部会及び専門委員会)

第15条 本会が必要に応じ専門部会また専門委員会を置くことができる。

2 専門部会及び専門委員会に関する規定は別に定める。

(会計)

第16条 本会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 専門委員会の事業運営については委員会ごとに特別会計を設ける。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第18条 本会の会費額は、次の区分による。

- 1) 正会員会費は、1企業(組合)年額30,000円とする。
 - 2) 賛助会員会費は、1機関年額20,000円とする。
 - 3) 会費の納入時期は、毎年度6月末日とする。
- 2 専門委員会活動に参加する企業については、別途委員会活動費(参加負担金)を徴収する。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、津山市産業経済部経済振興課(津山市山北520)に置く。

附 則

- 1 この会則は平成12年5月23日から施行する。
- 2 この会則は平成18年4月1日から施行する。
- 3 この会則は平成20年4月1日から施行する。
- 4 この会則は平成23年4月1日から施行する。
- 5 この会則は平成24年4月1日から施行する。